

平成30年度第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

平成30年7月27日(金) 午後1時00分～3時00分

2 場 所

尼崎市立文化財収蔵庫 講座室

3 出席委員

委員 長	田 中 敏 雄
副 委 員 長	馬 田 綾 子
委 員	伊 達 仁 美
委 員	川 口 宏 海
委 員	大 場 修

4 出席した事務局職員

教育長	松 本 眞
社会教育部長	牧 直 宏
歴博・文化財担当課長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当係長	桃 谷 和 則
歴博・文化財担当主任	室 谷 公 一
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子
歴博・文化財担当技術員	高 梨 政 大

5 開 会

司会進行 楞野課長

挨拶 松本教育長

6 諮 問

議事に先立ち、諮問書が松本教育長から田中委員長に渡された。

7 議 事 等

議事1 「平成30年度尼崎市文化財保護審議会の予定について」

- ・ 第1回 本年度尼崎市指定文化財候補物件の審議及び最近の文化財保護行政についての報告
 - ・ 第2回 候補物件及び関連資料の調査と文化財保護行政についての報告
 - ・ 第3回 答申の作成と提出、文化財保護行政についての報告
- 事務局から説明、了承

議事2 「平成30年度尼崎市指定文化財候補物件の審議について」

(1) 指定文化財の現状

① 平成29年度尼崎市指定文化財の指定について

- ・ 「絹本著色頭如上人画像」について、指定経過と広報を報告。

② 市内の指定・登録文化財件数

- ・ 県指定文化財10件、市指定文化財46件となったことを報告。

- ・ 「旧小阪家住宅」について、移築経緯と活用方針を説明。

(2) 指定文化財候補物件

① 東園田遺跡出土 イイダコ壺

- ・ 状態が保たれているのは、廃棄したものではなく、置かれたそのままの状態で見つかったと考えられる。
- ・ イイダコ壺の横に立っている木は、紐が流れないように結びつけられた杭ではないかと思われる
- ・ 住居跡のようなものではなく、弥生中期の土器の破片が2, 3点出土した。
- ・ 杭は皮を剥いだ丸太をそのまま地面に差したという感じであった。
- ・ それぞれの壺に模様はなく、作るときについたへら跡がある。
- ・ 焼き痕は弥生時代時の土器で、野焼きをされると見られる黒斑である。
- ・ 指定候補物件ポイントとして、出土量としては現在判明している中では2番目に多いが、「漁」の単位が分かる出土例はほかにはない。また、絵画土器の中でイイダコ壺に鹿の絵が描かれているのはこの1点のみである。
- ・ 弥生時代の蛸壺の保管の仕方、扱い方がよく分かる資料であるといえ、そのことは大変意味のあるもの。
- ・ 調書に「儀礼」という言葉が入ると、実際の祭りを示しているというニュアンスになる。鹿の絵が祭祀的な意味を持っているといえるかも知れないが、出土状態が儀礼そのものを表しているとはいえない。

② 享保元年尼崎城堀浚願図

- ・ 幕府に提出するときに、通常3～4枚は作られたと考えられる。
- ・ 下絵図や写しは藩政資料の中のものだが、調査物件は市場に出ていたものと、コレクターが収集したもの。
- ・ 尼崎城絵図の中でも年代が明確な資料は少ない中で、後に失われる櫓などが描かれていることから、他の城絵図・城下絵図の年代推定の指標となる資料である。また、尼崎城普請に関する資料があまり残されていないことから、どの様に城を維持していったかを解明するための貴重な資料である。
- ・ 既指定の「尼崎城下風景図」(以下「風景図」)ほかは、藩政資料文書の中のまとまりとして指定されたもので、今回の絵図はそれとは別の普請絵図として別立てとした。
- ・ 「風景図」のほかにも、元の出所でグルーピングすると既指定の櫻井神社所蔵の資料などとも齟齬が生じる。藩政文書をどこまでとするかという定義も必要になる。
- ・ 「安永七年尼崎城石垣櫓修補願図」も尼崎市所蔵であるが、管轄が教育委員会と総務局に分かれているため、管理の問題がある。

③ 安永七年尼崎城石垣櫓修補願図

- ・ 安永3(1774)年に大潮で城に被害が出ており、城の修復が必要になる出来事があったと思われる
- ・ 普請は届け出て許可が出れば修復出来る。許可前に修復は出来ないが、許可後は何時からとか何時までという厳密な決まりはない。
- ・ 許可書である老中奉書も日付は小さく細い字体で書かれている。

- ・ 花押は正式な提出までは花押は入らない。右筆に伺いを立てるものなので、「居判」として、ここに花押が入るという意である。
- ・ 年号が明らかな点。前年に出された伺い図が残されていることから、どの様な申請経緯を辿ったかが分かることや石垣修復をどの様に行ってきたのかなど歴史的背景が分かる。
- ・ 城普請は頻繁に行っているので、将来同様の修復普請絵図が出てくる可能性がある。そのため、区別できるように年号を付けた。
- ・ 3件を今年度の指定候補物件として、次回の第2回審議会で調査・審議を進めていくこととなった。

8 報告等

報告1「最近の文化財保護行政について」

(1) 大阪府北部地震の尼崎市内指定・登録文化財の影響について

- ・ いずれも軽微な被害であったため、修復の補助には及ばなかったことを報告
- ・ 文化財収蔵庫の展示品の一部に倒れたものがあつたが、破損はなかったことを報告
- ・ 市として、日常の点検、各文化財所有者に対して災害に対する注意喚起、登録文化財については、民間の力も借りながら保存を図っていることを報告
- ・ 「旧小阪家住宅」は津波のハザードマップでは、津波被害が無いエリアであることを回答

(2) 文化庁実施「文化遺産総合活用推進事業」について

- ・ 今年度についても国の補助事業であることを踏まえた指導・助言を引き続き委員に依頼し、承諾。
- ・ 修復補助費用は、国の補助のみで1000万円が上限であることを説明。

(3) 国登録有形文化財 尼崎市立大庄公民館（旧大庄村役場）の整備について

- ・ 耐震補強が完了していない公民館2箇所が未完である旨を報告
- ・ 大庄公民館は全国的に注目されている歴史的建造物であり、耐震診断を行い、その結果を踏まえて耐震補強工事を行うことは良いことであり、全面的に協力したいとの意見があつた。
- ・ 内部についても竣工当初の姿が残されている所は出来るだけ残していきたい旨を回答
- ・ 大庄公民館の設計図書は京都工芸繊維大学が保管しており、市では写真を撮って記録していることを回答

(4) 文化財収蔵庫の整備工事について

- ・ 事務局から館内の収蔵品は全て倉庫等へ移すこと、新館の名称については未定であることを説明

9 その他

(1) 委員の委嘱について

- ・ 現委員の任期が平成30年8月31日まで、田中委員長の退任、美術工芸分野の委員として関西大学教授長谷洋一氏の就任を報告。

(2) 第2・3回審議会の日程について

- ・第2回の審議会は、教育委員会収蔵資料展開催期間中(平成30年10月6日～11月11日)の間で、日程調整を行う

以 上